

八戸市あおもりマッチングシステム利用登録料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する男女の出会いを支援するため、結婚を前提として活動する者が、あおもり出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が運営する「あおもりマッチングシステム『A I（あい）であう』」（以下「マッチングシステム」という。）に登録する際に、予算の範囲内で八戸市あおもりマッチングシステム利用登録料の助成を行うものとし、その助成については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年4月1日以降マッチングシステムに新規に本登録をする者
- (2) 八戸市に住民票を有する者
- (3) 市税等（市税その他市の債権に係る徴収金をいう。以下同じ。）の滞納がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係していない者

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、マッチングシステムの利用登録料（当該年度内に支払をするものに限る。）とする。

(助成金額)

第4条 助成金額はマッチングシステムの利用登録料（この助成のほかに利用登録料の割引等を受けている場合にあっては、その割引等の額を差し引いた額）の2分の1とし、5千円を上限とする。

(助成の方法)

第5条 助成は、助成対象者1人に対し1回限りとし、マッチングシステムの利用登録料のうち前条に規定する助成金額（以下「助成相当額」という。）を市が負担し、助成対象者に代わってセンターに支払うことによって実施するものとする。

(確認証交付申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、マッチングシステムの利用登録料の支払をする年度の2月末日までに、八戸市あおもりマッチングシステム利用登録料助成対象者確認申請書（別記第1号様式）に、マイナンバーカード、運転免許証等本人確認のできる書類の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(確認証交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による確認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、八戸市あおもりマッチングシステム利用登録料助成対象者確認証(別記第2号様式。以下「確認証」という。)を申請者に交付する。この場合において、申請者は、3月15日までにセンターに確認証を提示した上でマッチングシステムの利用登録料を支払わなければならない。

2 市長は、確認証の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して申請者に書面で通知する。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、確認証の交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により当該決定を受けたと認めるときは、確認証の交付の決定を取り消し、その者が既に助成を受けたときは、助成相当額の全部又は一部の返還を、期限を定めて請求することができる。

(助成相当額の支払)

第9条 センターは、当該事業年度分の助成相当額をとりまとめ、その合計額を3月20日までに市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、3月末日までに当該合計額を支払うものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定めるものを除き、規則に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年4月22日から実施し、令和8年4月1日から適用する。